

東京都公報

発行
東京都

目次

125

告示

○里山保全地域の区域変更及び保全計画の変更……
……（環境局自然環境部緑環境課）……

告示

●東京都告示第千三百八十六号

東京における自然の保護と回復に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十六号。以下「条例」という。）第十七条第一項第三号の規定に基づき指定した里山保全地域について、区域を変更し、併せてその保全計画を変更したので、同条第十項において準用する同条第七項及び条例第十八条第四項において準用する同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十一月十一日

東京都知事 小池百合子

一 保全地域の区域の変更

- (一) 変更の内容 区域の拡張
- (二) 種別 里山保全地域
- (三) 名称 連光寺・若葉台里山保全地域

(四) 位置 多摩市の東部に位置する連光寺地区及び稲城市の西部に位置する若葉台地区にまたがる既指定地に隣接する地域

(五) 拡張する区域 別表及び別図一に示す区域

(六) 拡張する面積 一万六千三百七十一平方メートル

二 保全計画の変更の概要

(一) 自然の概況及び特質

当区域は、多摩丘陵の北部に位置し、多摩川の支流に当たる谷戸川水系の流域に含まれる。多摩丘陵の北部は、昭和四十年代から多摩地区で進められた新住宅市街地開発事業（多摩ニュータウン計画）によって宅地化が進み、そのほとんどが造成されている。しかし、当区域の位置する都道百三十七号線の東側の一部は、新住宅市街地開発事業の対象から外れた場所に当たり、現在でも樹林地、耕作地、休耕地の湿地等が残存する場所となっている。

当区域の谷戸及び樹林地には、植物のタマノカンアオイ、ギンラン、キンラン、ササバギンラン、アマドコロ、キツネノカミソリ等が分布し、谷戸の湿地はエゾノサヤナカグサ、昆虫類のヘイケボタル及びキイロジョウカイ、魚類のホトケドジョウ、底生動物のマメシジミ類及びヤマサナエ等希少な動植物が残存する場所となっている。特に、谷戸の湿地では、キバサナギガイ（絶滅危惧Ⅰ類（環境省）、絶滅危惧Ⅰ類（東京都））、ナタネキバサナギガイ（絶滅危惧Ⅱ類（環境省）、絶滅危惧Ⅱ類（東京都））及びミズコハクガイ（絶滅危惧Ⅱ類（環境省）、絶滅危惧Ⅰ類（東京都））が非常に高い密度で発見されており、陸産及び

淡水産の貝類の生息地としては、都内唯一の稀有な湿地環境となっている。

また、谷戸の水域では、外来種のアメリカザリガニが確認されていない点も特徴として挙げられる。水域の外来種が少ないことが、生物多様性及びかつての多摩丘陵の生物相が保全されている理由の一つと考えられる。

当区域の谷戸は、湿地の集水域を構成しており、そのうちの南西部は、主に農地として利用され、湿地への水源涵養の機能を果たしている。

(二) 自然の保護と回復のための方針

高密度に生息するキバサナギガイ、ナタネキバサナギガイ及びミズコハクガイを含む淡水産及び陸産貝類の生息環境の保全を図るとともに、残された多摩丘陵の里山環境を保全していく。

また、野生動植物保護地区を指定し、希少な動植物をはじめとした里山環境の生物相を保全する等生物多様性に資する取組を行っていく。

ア 希少な生物の保全

キバサナギガイ、ナタネキバサナギガイ、ミズコハクガイ等の貝類の生息環境である谷戸の湿地は、研究者との連携を維持し、継続的に観測を行いながら保全する。

イ 水辺性の里山環境の保全

多摩丘陵の里山環境にみられるシュレーゲルアオガエル、ホトケドジョウ、エゾノサヤナカグサ等の生息・生育環境保全のため、適切な管理と継続的な観測を行いながら保全する。

ウ 里山環境の保全

周辺の樹林環境との連続性に配慮し、多摩丘陵において人との関わりの中で形成されてきた里山環境を保全する。

タマノカンアオイ、キンラン、アマドコロ、キツネノカミソリ等が生育する樹林の適切な管理と継続的な観測を行いながら保全する。植栽地等は、計画的にコナラ及びクヌギが優占する落葉広葉樹林の形成を図る。

また、現状の草地環境も保全する。

エ 農地の保全

里山環境の一部を構成する農地の保全を図り、湿地への水源涵養機能その他の自然環境が有する多様な機能の保全を図る。

農地は、基本的に地権者及び農地利用者が継続して営農する。営農に際しては、里山環境保全の視点から、農薬等の使用を控える等のルールや、草刈り等の日常の管理作業に係るルールを検討する。

また、都民ボランティア等が積極的に営農に参加し、協力できるような、都民ボランティア等との協働関係を形成する。

(三) 自然の保護と回復のための規制に関する事項

条例第二十四条の規定に基づき、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更、土石の採取、木竹の伐採等の規制を行う。

なお、本計画に基づいて実施する保全事業については、規制の対象としない。

人の立入りから動植物を保護するため、湿地部を歩

く経路を定める等の対策をとる。

(四) 植生管理に関する事項

当区域を保全し、利活用していくに当たり、植生の現状を把握した。

これを踏まえ、(二)の方針に基づき、区域ごとに目標植生及び植生の管理方針を定めた。これに従い、それぞれの地域の地形、土壌、目標とする景観又は生物環境の特性及び利活用の計画を考慮しながら、具体的な管理方針を検討していく。

この具体化された管理方針に基づき、樹林管理(皆伐、除伐、下草刈り、落葉掻き等)及び湿地管理(草刈り、水量調整、水田耕作等)を都民と協働しながら継続的に実施する。

また、耕作地及び果樹園については現状の耕作を継続する。当該管理の作業の成果については、継続的に観測し、植生管理に活用していく。

ア 里山環境保全エリア

コナラ林

林床の注目すべき種を保全するため、林床の下刈りを冬季(十二月及び一月)に実施する。林床植物や低木が繁茂している場所は、夏季(七月)に実施する。下刈りをする場合は、タマノカンアオイへの影響がない様に、必要な場所では目印をつける等の配慮を行う。

林縁や宅地等に近い場所には、ヤブを残す場所も設定する。

長期的には環境に配慮しながら皆伐による森林の更新を図る。

イ 湿地環境保全エリア(野生動植物保護地区)

(ア) コナラ林

必要に応じ裾刈りや間伐を行う。樹林と湿地の状況を見ながら、順応的な管理を行う。

(イ) マダケハチク林

現状の竹林が拡大しないようにする。一平方メートルに一、二本の密度にする。若い竹を残すようにし、若い竹林を維持する。

湿地の下流部の竹林は、ハンノキなどの湿性林に転換し、ヘイケボタル等の生息環境として住宅

地からの光を遮る緩衝帯としての役割を検討する。

(ウ) モウソウチク林

現状の竹林が拡大しないようにする。三平方メートルに一、二本程度の密度にする。若い竹を残すようにし、若い竹林を維持する。

モウソウチクは根が浅く、斜面崩壊する可能性があるため、急傾斜地のモウソウチク林は、深根性の常緑樹に少しずつ転換する。

(エ) 荒地雑草群落

水田環境に依存する生物の保全を目的とした耕耘を行い、湿地化を図る。

湿地に隣接するため、年に二、三回程度刈り取りを行い、背丈が高くなならない草地環境を維持する。

(オ) アズマネザサ群落

現状の群落が拡大しないようにする。

(カ) ヨシ群落

基本的には手を加えない。

ヤナギ類などの木本類が侵入した場合は、蒸散量を抑える目的から状況を見ながら適宜伐採する。貝類を継続的に観測し、専門家の意見を聴きながら、風通しを良くする等の対策を適宜行い、順応的な管理を行う。

(キ) ガマ群落

基本的には手を加えない。

ヤナギ類などの木本類が侵入した場合は、蒸散量を抑える目的から状況を見ながら適宜伐採する。貝類を継続的に観測し、専門家の意見を聴きながら、順応的な管理を行う。

(ク) キシヨウブ群落

複数年かけてキシヨウブを除去し、低茎の湿性草地への移行を図る。

ヨシ、ガマ等の高茎湿性草地が拡大する場合は、広がり過ぎないように状況を見ながら適宜除去する。貝類の生息環境に配慮しながら、順応的な管理を行う。

(ケ) ミゾソバ群落

谷中央部から上流部にかけては、ヨシ、ガマ等の高茎草地化を図る。しかし、広がり過ぎないように状況を見ながら順応的な管理を行う。

現状を見守りながら、必要に応じて部分的に耕耘するなどの、順応的な管理を行う。

(コ) エゾノサヤヌカグサ群落

現状を見守りながら、必要に応じて部分的に耕耘するなどの、順応的な管理を行う。

(サ) セリ群落

現状を見守りながら、水路に落ち葉などが堆積した場合には掻き取り、湿潤な状態を維持する。

(シ) 水田環境

カエル類やホトケドジョウ等の水田環境に依存する生物の保全を目的とした水田耕作を行い、畦畔植生の回復を図る。

(ス) 開放水面

現状を見守りながら、堆積物が多い場所の泥を寄せるなどの、順応的な管理を行う。

(セ) 野生動物植物保護地区の管理方針

キバサナギガイ、ナタネキバサナギガイ、ミズコハクガイ、ヒメアカネ、ヘイケボタル、ホトケドジョウ、ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、シユレーゲルアオガエル等の希少種が生息する湿地全域を一つのビオトープユニット(動物植物の生息空間)として捉え、一体的な管理を行う。

湿地の外周部に柵を設け、閉鎖管理を行うことにより、希少種の持ち去り行為やオーバーユース(地区への過剰な立入り)を防ぐ。

アメリカザリガニ等の外来種の侵入に備え、湿地の観測を継続的に行い、外来種を確認した場合には、直ちに排除する。

開放水面については、堆積物が見られた場合に泥を寄せるなどし、現状を維持する。ホトケドジョウ

ヨウの見られる水の流れについても堆積によるせき止めが見られた場合に速やかに原状復旧等を行う。

(ソ) 荒地雑草群落を耕耘し、湿性草地として湿地化する等、湿地部の乾燥化を防ぐ。

外周樹林の拡大を防止するとともに、林縁の日当たりを配慮し、ヘイケボタル、ヒメアカネが生息する日陰の湿地を維持する。

(タ) カエル類、ホトケドジョウ等の生息する水田環境を保全するための耕作等を行う。

ウ 農地環境エリア 一

(ア) コナラ林

農地に隣接する樹林地の林床は、明るい林床を維持するため、冬季(十二月及び一月)に下刈りを行う。

また、耕作地が日陰にならないように、裾刈りや間伐を行う。

(イ) モウソウチク林

農地に隣接する竹林は、竹林の密度を三平方メートル当たり一、二本程度に伐採する。伐採は、夏季(八月及び九月)に行うのが効果的である。

また、耕作地が日陰になったり、竹林が広がらないように裾刈りや間伐を行う。

(ウ) 畑地

基本的に地権者や耕作者の意向に沿って、営農を継続するが、保全地域の主旨として、自然環境を保全する目的から、農薬の使用等については、極力控えるように協力を得るようとする。

都民ボランティアが耕作に協力し、自然環境保全のための農地保全を行うことも検討する。

(エ) 果樹園

基本的に地権者や耕作者の意向に沿って、営農を継続するが、保全地域の主旨として、自然環境を保全する目的から、農薬の使用等については、極力控えるように協力を得るようにする。

都民ボランティアが耕作に協力し、自然環境保全のための農地保全を行うことも検討する。

(オ) ススキ群落

ススキ群落として管理しながら、将来は農地への転換を検討する。

(カ) 荒地雑草群落

耕作地に隣接する場所では、一メートル程度の幅で年に二、三回程度刈り取りを行い、背丈が高くない草地環境を維持する。

その他の地域では、年に一回程度(二月)刈り取りを行い、ススキ草地等の高茎草地の環境を維持する。

エ 農地環境エリア 二

(ア) コナラ林

耕作地への日照等に配慮して樹林地を管理する。

(イ) マダケハチクク

隣接する屋敷裏の谷地形は、斜面崩壊、土砂流出等を防ぐため、現状の竹林を維持する。一平方メートルに一、二本の密度にする。若い竹を残すようにし、若い竹林を維持する。
竹を伐採し、低茎や高茎の多様な草地を形成し、

水源涵養の役割と、生物の多様性を保全する。低茎草地では、年に二、三回程度、高茎草地では、冬季(二月)に一回程度の刈り取りを行う。

竹を伐採し、低茎や高茎の多様な草地環境を維持しながら、将来は農地への転換を検討する。

草地を維持する期間は、低茎草地では、年に二、三回程度、高茎草地では、冬季(二月)に一回程度の刈り取りを行う。

竹を伐採し、農地に転換する。場合によっては、周辺の果樹園と同様に、果樹園とすることも検討する。

(ウ) ススキ群落

低茎や高茎の多様な草地環境を維持しながら、将来は農地に転換を検討する。

草地を維持する期間は、低茎草地では、年に二、三回程度、高茎草地では、冬季(二月)に一回程度の刈り取りを行う。

(エ) 荒地雑草群落

平坦地は、農地に転換する。斜面地や作業道などは低茎草地として維持する。

草地を維持する期間は、低茎草地では、年に二、三回程度、高茎草地では、冬季(二月)に一回程度の刈り取りを行う。

低茎や高茎の多様な草地環境を維持しながら、将来は農地に転換を検討する。
草地を維持する期間は、低茎草地では、年に二、三回程度、高茎草地では、冬季(二月)に一回程度の刈り取りを行う。

(オ) クズ群落

農地に転換する。場合によっては、周辺の果樹園と同様に、果樹園とすることも検討する。

(カ) アズマネザサ群落

平坦地は農地に転換する。斜面地や作業道などは低茎草地として維持する。

(キ) 外来雑草群落

低茎や高茎の多様な草地を形成し、水源涵養の役割と、生物の多様性を保全する。低茎草地では、年に二、三回程度、高茎草地では、冬季(二月)に一回程度の刈り取りを行う。

低茎や高茎の多様な草地環境を維持しながら、将来は農地に転換を検討する。

草地を維持する期間は、低茎草地では、年に二、三回程度、高茎草地では、冬季(二月)に一回程度の刈り取りを行う。

平坦地は、農地に転換する。斜面地や作業道などは低茎草地として維持する。

農作業や環境学習等を行うに当たって必要となる施設の整備や低茎草地等の維持を行う。

(ク) 畑地及び果樹園

施設整備に当たっては、雨水の浸透に配慮する。現状を維持する。

(ケ) 緑の多い住宅地

低茎や高茎の多様な草地環境を維持しながら、将来は農地への転換を検討する。
草地を維持する期間は、低茎草地では、年に二、三回程度、高茎草地では、冬季(二月)に一回程

度の刈り取りを行う。

オ 里山環境回復エリア 一

コナラ林

林床を明るくする区域、鳥類等の繁殖地としてヤブを残す区域等の区域を設定した管理を行う。林床を明るくする区域では、夏季（七月）と冬季（十二月及び一月）に下刈りを実施する。ヤブを残す区域では、アズマネザサが密生し過ぎないように、様子を見ながら二年から三年に一回冬季に下刈りを行う等の対応を検討する。高木については、密生する場所では間伐を行う。

カ 里山環境回復エリア 二

(ア) コナラ林

林床を明るくする区域、鳥類等の繁殖地としてヤブを残す区域等の区域を設定した管理を行う。林床を明るくする区域では、夏季（七月）と冬季（十二月及び一月）に下刈りを実施する。ヤブを残す区域では、アズマネザサが密生し過ぎないように、様子を見ながら二年から三年に一回冬季に下刈りを行う等の対応を検討する。高木については、密生する場所では間伐を行う。

(イ) 植栽樹林

間伐と下刈りを行い、コナラ林へ移行する。ススキ群落に隣接する場所では、ススキ群落のまともを考慮し、一部をススキ群落等に草地下化するとも検討する。

(ウ) 低木植栽

道路に囲まれた場所でサツキが植栽されている

現状を維持する。

(エ) ススキ群落

ススキ群落、荒地雑草群落（低茎草地）の区域を設定して管理する。ススキ群落は年に一回程度（二月）刈り取りを行い、ススキ草地等の高茎草地の環境を維持する。

荒地雑草群落（低茎草地）は、年に二、三回程度刈り取り、背丈が高くない草地環境を維持する。

植栽樹林に隣接する場所では、植栽樹林のまともを考慮し、群落の一部をコナラ林へ移行することを検討する。

(オ) 荒地雑草群落

天王森公園に隣接する場所では、年に二、三回程度刈り取りを行い、背丈が高くない草地環境（低茎草地）を維持する。

ススキ群落に隣接する場所は、状況に応じて、ススキ群落とするか、低茎草地を広げるかを検討する。

(五) 施設に関する事項

農作業、環境学習、体験活動等を実施するに当たり、地域内にトイレ、休憩場所等の活動拠点施設や活動で使用する機材を収納する倉庫等の施設を必要に応じて設置する。

必要に応じて保全地域の活用を図り、環境学習を促進するために案内板、解説板等を、地域に生息・生育する動植物を保護するために制札板、人の立入りを制限する柵等を設置する。

(六) 保全地域の活用その他の運営に関する事項

(二)の方針に基づき、植生管理、施設の整備、保全地域の活用等の保全事業を進めるために、都民ボランティア、専門家、地域住民、多摩市、稲城市、東京都等で構成する協議の場を定期的に設ける。

また、都民と協働して次のように利活用する。

ア 森林部分においては、動植物の生息・生育環境の保全を目的とし、都民のボランティア活動として除間伐、下刈り等を行い、樹林環境管理を行う。ボランティア活動により発生した材は、可能な限り資源として有効に活用する。

イ 谷戸部の一部は、希少な動植物の生息・生育環境の保全を目的として管理するため、利用を制限する。また、多摩丘陵において里山として形成されてきた自然環境が、希少な動植物の生息・生育環境となっていることから、その回復を図るため、草刈り、水田耕作等を行う。それらの作業に際しては、希少な動植物の生息・生育環境に影響のない範囲で、環境学習又は体験活動の場として活用する。

ウ 耕作地（民有地）は、地権者の協力を得ながら、環境学習又は体験活動の場として活用する。

耕作法（公有地）は、都民ボランティア、福祉団体、近隣の住民団体その他の多様な主体との協働により、農作業の場として活用するほか、環境学習や体験活動等の場として活用する。

エ アからウまでの活用を行うに当たっては、企業等が必要な人材又は資機材を提供するなどの社会貢献活動を行う場としての活用も検討する。

オ 希少な動植物や、生物多様性の保全に資する研究等の場として活用する。

(七) 野生動植物保護地区の指定に関する事項

貝類のキバサナギガイ、ナタネキバサナギガイ及びミズコハクガイをはじめとする希少な湿地の生物を保護するため、条例第二十五条第一項の規定に基づき、連光寺・若葉台里山保全地域の谷戸部の一部を野生動植物保護地区に指定する。

ア 指定区域 連光寺・若葉台里山保全地域の谷戸部の一部(別図二に示す区域)

イ 指定区域の面積 ○・二七ヘクタール

ウ 保護すべき野生動物の種類

条例第二十五条第三項の規定に基づき野生動植物保護地区内に生息する次に掲げる動物を、捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。

両生類 ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、シ

ユレーゲルアオガエルその他の両生類全種

(外来種を除く。)

魚類 ホトケドジョウ

昆虫類 ヒメアカネ及びヘイケボタル

貝類 キバサナギガイ、ナタネキバサナギガイ

及びミズコハクガイ

(八) 区域別保全・利活用の方針

ア 里山環境保全エリア

(ア) 現況の自然特性

コナラ、シデ類及びヤマザクラが優占し、低木には常緑広葉樹が見られる落葉広葉樹林となつて

いる。

林床にはタマノカンアオイ、キンラン、ササバギンラン、シユンラン等が生育する。一部にはアズマネザサが繁茂する。

ヒラタクワガタやキマダラカミキリ、アカシジミ等も生息する。

(イ) 保全の方針

落葉広葉樹林の保全及び当該区域の里山環境の保全を目標とした、クスギ・コナラ林の回復を図る。

クスギ、コナラ等に依存する生物の生息・生育空間の保全及び回復を図る。

(ウ) 利活用の方針

基本的に樹林地の管理と継続的な観測を行う。コナラ林は、豊かな動植物の生息・生育環境になるように手入れする。

イ 湿地環境保全エリア

(ア) 現況の自然特性

谷戸の下流部は、水際の樹林地に覆われ、やや薄暗い環境を呈している。谷底面にはミゾソバ群落及びキシヨウブ群落が分布し、一部にやや乾燥化した荒地雑草群落や竹林等が分布する。ヒメアカネ、ヘイケボタル等やや薄暗い環境を嗜好する種類が見られる。

谷戸上流部から中流部では、谷底面にはヨシ、ガマ群落やエゾノサヤヌカグサ群落が分布する。希少な貝類が比較的良好に見られる場所で、キンヒバリ、キイロジョウカイ等が見られる。

最上流部は、現在はガマ群落やヨシ群落となつているが、平成二十三年まで水田環境が見られた。また、アカガエル類及びシユレーゲルアオガエルの産卵場並びにホトケドジョウの繁殖地となつており、シオヤトンボ等が見られる。

(イ) 保全の方針

柵の設置等を行い、希少種の保全を行う。希少な貝類の生息環境を保全する。特に水環境の維持と外来種対策を行い、アメリカザリガニ等については継続的な監視を実施し、侵入が確認された場合には駆除する。

日陰の湿地を部分的に維持し、ヘイケボタル、ヒメアカネ等の生息環境を保全する。

水田環境の復元による里山景観と、カエル類やホトケドジョウをはじめとする水田環境の多様な生物相を保全する。

また、その多様な生物相を保全するため、生息が確認されている外来種のアライグマの駆除を行う。

周辺の樹林や竹林は適切に空間を管理し、湿地への拡大を抑制する。

コ克蘭の生育環境を保全する。

キシヨウブについては、湿地に生息する動物への影響を考慮しながら複数年かけて除去し、主に低茎の水生草地への移行を図る。

湿地内の荒地雑草群落は、耕耘を行い、湿地化を図る。

(ウ) 利活用の方針

基本的に立入りを制限し、立入りは湿地の管理と継続的な観測等の機会に限定する。

湿地の管理手法として、伝統的な水田管理の手法を用いる。管理の体制や影響の程度を見極めながら、当区域の希少性と価値を周知するための限定的な活用を検討する。

ウ 農地環境エリア 一

(ア) 現況の自然特性

谷戸の集水域に位置し、水源涵養の役割を担うとともに、里山の様な景観を形成している。放棄地や果樹園の草地にはクルマバッタ、シヨウリヨウバッタモドキ等が生息する。

(イ) 保全の方針

水源涵養の機能を保全する。農地と草地環境を保全する。現状の営農者を尊重しつつ、農薬の使用、施肥及び草刈りのルール作りを行う等の協力を得る。利活用の方針

基本的に、現在の営農を継続して実施する。

営農者及び地権者との協議を行い、環境学習や体験活動等の場としての活用を検討する。

草地環境の維持管理を通して、当該区域の希少性及び価値を周知し、環境学習の場として活用する。

エ 農地環境エリア 二

(ア) 現況の自然特性

谷戸の集水域に位置し、水源涵養の役割を担う。指定時は、里山の様な景観を形成していたが、拡

張時には休耕地や竹林が分布する。

休耕地はセイタカアワダチソウやオオアレチノギク、ヒメムカシヨモギ等の外来雑草群落や低葎の荒地雑草群落が分布する。竹林は、マダケが優占し、屋敷林等にも侵入し拡大している。

(イ) 保全の方針

水源涵養の機能を保全するために、農地や草地環境等として維持管理する。

農地として利用を開始するまでは、草刈りを行い、草地環境を維持する。

竹林は、拡大を抑え、一部を草地に転換し、生物の多様性を図る。

(ウ) 利活用の方針

農作業の場として活用するほか、環境学習や体験活動等の場として活用する。草地環境の維持管理を通して、当該地域の希少性及び価値を周知し、環境学習の場として活用する。

オ 里山環境回復エリア 一

(ア) 現況の自然特性

コナラ、シデ類及びヤマザクラが優占し、低木には常緑広葉樹が見られる落葉広葉樹林となっている。林床のほとんどはアズマネザサが繁茂するが、尾根道脇にアマドコロ、樹林地の裾にキンラン等が見られる。

(イ) 保全の方針

落葉広葉樹林の保全及び当該区域の里山環境の

保全を目標とした、クヌギ・コナラ林の回復を図る。

クヌギ、コナラ等に依存する生物の生息・生育空間の保全及び回復を図る。

(ウ) 利活用の方針

当該区域の希少性及び価値を周知し、環境学習の場として活用する。

カ 里山環境回復エリア 二

(ア) 現況の自然特性

コナラ、ヤマザクラ等が植栽されて高木林となっているほか、ススキ草場が分布する。草地環境には、シヨウリヨウバッタモドキ等が生息する。

(イ) 保全の方針

落葉広葉樹林の保全及び当該区域の里山環境の保全を目標とした、クヌギ・コナラ林の回復を図る。

クヌギ、コナラ等に依存する生物の生息・生育空間の保全及び回復を図る。

草地環境の維持及び管理を行う。

(ウ) 利活用の方針

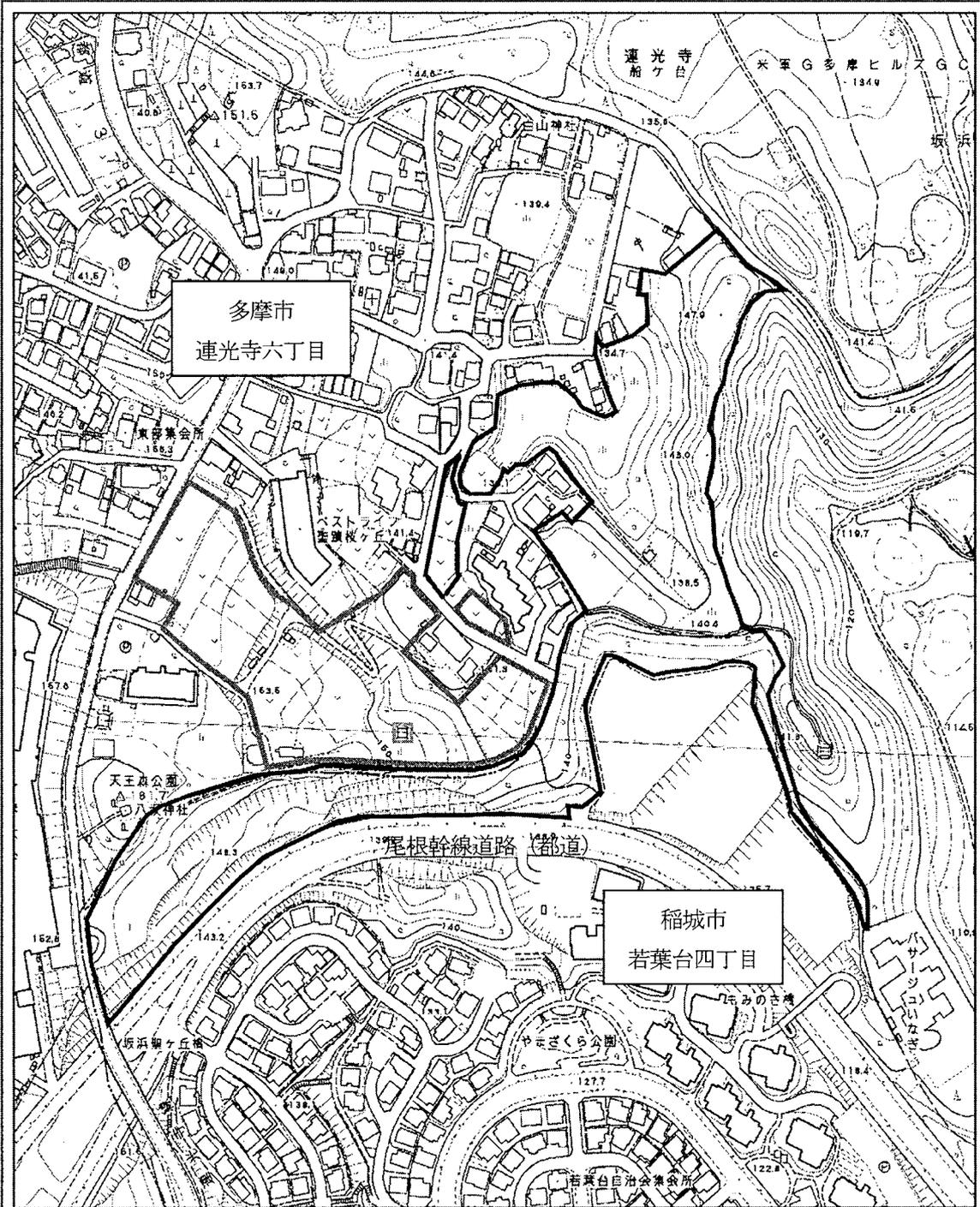
当該区域の希少性及び価値を周知し、環境学習の場として活用する。

別表

多摩市連光寺六丁目十一番一、十二番三、十二番五から十二番九まで、十二番十一から十二番十三まで、十二番十五、十二番十六、十六番九、十七番二、十七番四、十七番七及び十七番八

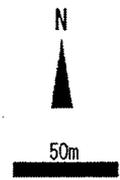
別図一

連光寺・若葉台里山保全地域 区域図



凡例

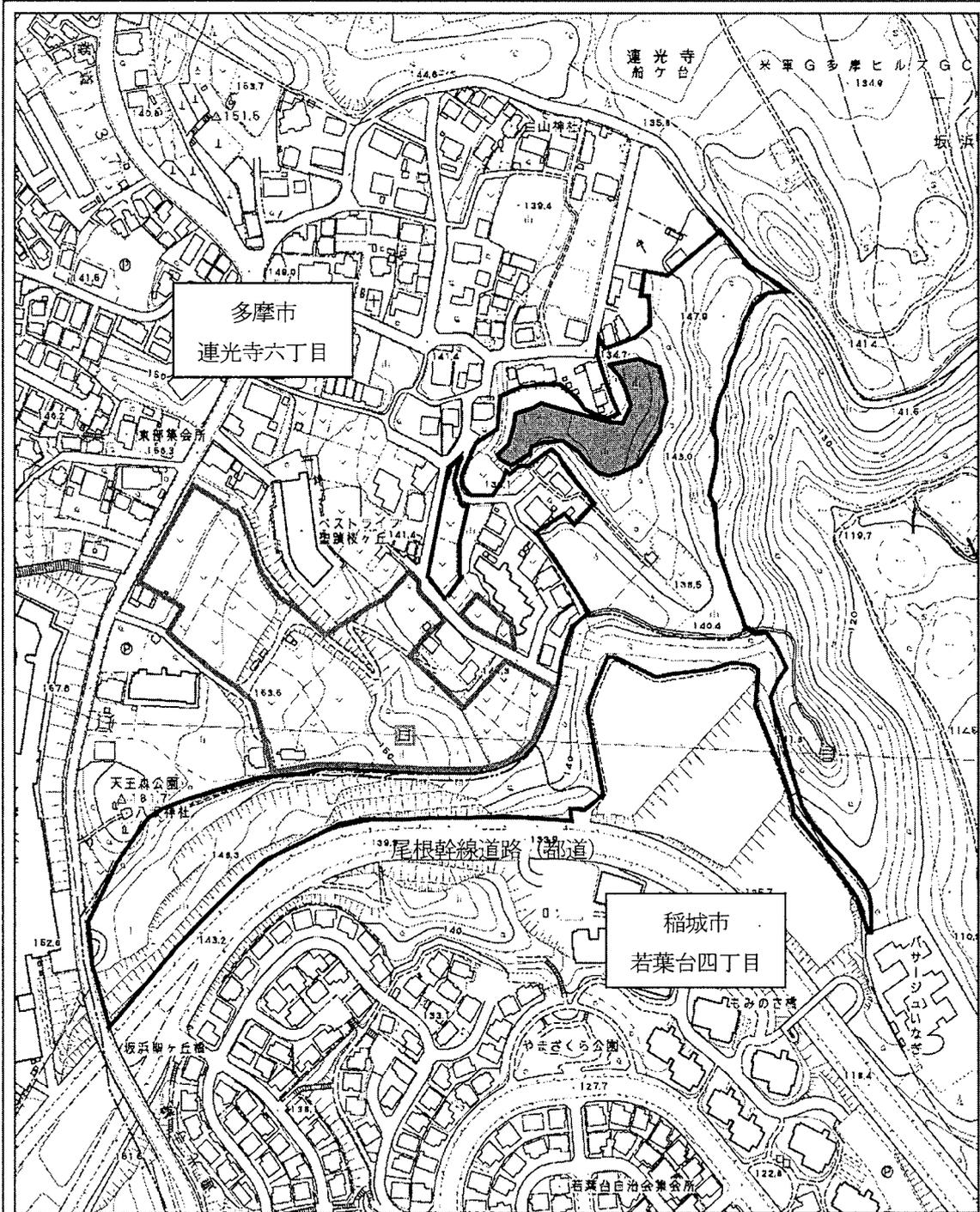
	既指定区域
	拡張する区域



「東京都縮尺 1/2,500 地形図」を元に作成

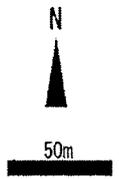
別図二

野生動植物保護地区対象地



凡例

	既指定区域
	拡張する区域
	野生動植物保護地区



「東京都縮尺 1/2,500 地形図」を元に作成

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

